

くらしの安心情報

情報ファイル NO.122

平成 24 年 9 月 10 日

自宅に突然、A 社から「B 社のパンフが届いたら、パンフに書いてある権利を譲ってほしい。当社では購入できないので、あなたの名義を貸してほしい。」などと、次々と電話がかかってくるのですが・・・

相談内容

【相談者 50代 女性】

自宅に突然、A 社から「B 社のパンフが届いていないか」と、電話があった。後日、パンフが届いた頃、A 社から「パンフに書かれている権利を譲ってほしい。限られた人しか購入できないので当社は購入できない。代わりに名義を貸してほしい。」と言われ、承諾した。さらにその後 A 社から「間違えて当社名義で振込んでしまったため問題が生じた。今のままでは、名義貸しで刑事事件になるから、一旦、あなたからお金を振込んでほしい」と言われ不安になった。どうすればいいでしょうか。

対処方法

この事例は、パンフレットを送った業者とは別の業者を名乗る者から次々と電話がかかり、業者の代わりに相談者にお金を振込ませようとする手口です(劇場型勧誘)。「名義を貸すだけだから」と軽い気持ちで「名義貸し」を承諾させ、あとから「刑事事件になる」と、不安をあおり、多額のお金を振込ませようとしています。

- ・ 相談者には、同種トラブルについて情報提供し、今後不審な勧誘はきっぱりと断るよう助言し、警察に届けるよう勧めました。
- ・ 内容が不明確な権利等の購入をあおる劇場型勧誘のトラブルが後を絶たず、業者の勧誘手口は巧妙化しています。
- ・ 「名義を貸す」ということは、自分が契約当事者になるということであり、十分注意する必要があります。
- ・ 万一トラブルになった場合は、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

刑事事件になるから、振込んで



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890